

東京オリンピック・パラリンピック競技大会等における 超過削減量等の目標設定型排出量取引制度外利用のための 削減量口座簿の取扱等に関する特別要綱

(目的)

第1条 この要綱は、目標設定型排出量取引制度において発行された超過削減量及び県内削減量（以下「超過削減量等」という。）を埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策指針（平成24年3月30日埼玉県告示第402号。以下「指針」という。）別表第5の方法による大規模事業所の目標達成以外で利用することを可能とするため、削減量口座簿の取扱等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、用語の定義は、次の各号に定めるところによるほか、埼玉県地球温暖化対策推進条例（平成21年3月31日埼玉県条例第9号。以下「条例」という。）、指針及び埼玉県削減量口座簿取扱要綱（以下「口座簿要綱」という。）の例による。

- 一 目標設定型排出量取引制度 指針第3に規定する制度をいう。
- 二 カーボンオフセット 自らの取組のみでは削減しきれない温室効果ガス排出量を、他の場所での排出削減量で相殺することをいう。

(利用の対象)

第3条 本要綱においては、次の各号に掲げる取組を対象に超過削減量等を利用する。

- 一 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が「持続可能性に配慮した運営計画 第二版」（平成30年6月策定）に基づき実施するカーボンオフセットへの協力
- 二 ラグビーワールドカップ 2019™ 日本大会の県内会場における試合及び同関連イベントの開催日に熊谷市内で排出される二酸化炭素（CO₂）排出量を相殺する取組「ゼロカーボン3デイズ in2019」の実現

(利用の方法)

第4条 前条による超過削減量等の利用は、埼玉県が、大規模事業者その他超過削減量等を保有する事業者（以下「超過削減量等保有者」という。）から超過削減量等を取得し、これを知事が無効化（充実に利用できない状態にすること。以下同じ。）することにより行うものとする。

(一般管理口座の開設)

第5条 埼玉県は、前条により取得する超過削減量等の管理を行うため、口座簿要綱第5条第2項の規定に基づき、利用対象ごとに埼玉県を口座名義人とした一般管理口座を開設する。

2 前項により一般管理口座を開設するにあたっては、口座簿要綱第5条第4項に基づく申請書の提出及び同条第7項に基づく通知を省略することができる。

3 第1項で開設する一般管理口座には、次の各号に掲げる事項を記録する。

- 一 口座番号
- 二 口座名義人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 三 取得した超過削減量等の管理を行う部署等の名称及び電話番号その他の連絡先

- 四 取得した超過削減量等の種類ごとの数量及び識別番号
- 五 取得した超過削減量等についての処分の制限に関する事項
- 六 取得した超過削減量等の取得又は移転について、次の事項
 - ア 当該超過削減量等の種類
 - イ 当該超過削減量等の数量及び識別番号
 - ウ 当該超過削減量等の取得又は移転がされた日

(超過削減量等の取得)

第6条 第4条による取得は、口座簿要綱第13条に基づき、超過削減量等保有者が開設する一般管理口座から前条により埼玉県が開設する一般管理口座に超過削減量等を振替することにより行うものとする。

(超過削減量等の無効化)

第7条 第4条による超過削減量等の無効化は、第5条により埼玉県が開設した一般管理口座に記録されている当該超過削減量等を、知事の管理口座に移転することにより行うものとする。

2 知事は、前項に基づき超過削減量等を移転したときは、口座簿要綱別表第3に定める記録事項とは別に、次の各号に掲げる事項を知事の管理口座に記録する。

- 一 無効化した超過削減量等の種類ごとの数量
- 二 無効化した超過削減量等の識別番号

3 第1項よる超過削減量等の移転は、当該移転の対象となった超過削減量等量が記録されている一般管理口座において減少の記録をし、知事の管理口座において当該減少の記録により減少した量と同量の増加の記録をすることにより行うものとする。

(無効化した事実の公表)

第8条 知事は、前条に基づき知事の管理口座に移転したときは、無効化した事実とともに、次の各号に掲げる事項を公表する。

- 一 無効化した超過削減量等の利用目的及び前条第3項に基づき減少の記録がされた一般管理口座の口座番号
- 二 無効化した超過削減量等の種類ごとの数量、識別番号、有効期限及び無効化した時期

(雑則)

第9条 この要綱に定めのない事項は、口座簿要綱その他知事が別に定めるところによる。

附則

第1条 この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

第2条 この要綱は、東京パラリンピック競技大会の閉会日をもって、その効力を失う。ただし、失効日前に取得した超過削減量等については、同日後もなおその効力を有する。